

奈良県告示第四百十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和四年八月二日

奈良県知事 荒井正吾

業 者	指定訪問看護事業者等 又は居宅介護事業者若 しくは居宅介護支援事 業者	名 称	主たる事務 所の所在地	名 称	所 在 地	旧	新	変 更 事 項	変 更 年 月 日
		ソフィア メデイ株 式会社	東京都品川 区西五反田 一―三―八						
									令和四年七 月一日